

資料

労働安全衛生法の資格等一覧 【P14 建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿関係】

クレーン等

作業主任者及び作業者	業務内容	資格(教育)要件	規則条文
クレーン運転者	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転	免許(クレーン運転士)	安衛令20(6) クレーン則22
	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転(床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーンに限定)	免許(クレーン運転士)(床上運転式限定)	安衛令20(6) クレーン則22
	つり上げ荷重が5トン以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転	技能講習修了者	安衛令20(6) クレーン則22
移動式クレーン	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転	免許(移動式クレーン運転士)	安衛令20(7)
	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転	技能講習修了者	安衛令20(7)
デリック運転者	つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転	免許(デリック運転士)	安衛令20(8) クレーン則108

建設機械等

作業主任者及び作業者	業務内容		資格(教育)要件	規則条文
車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削用)運転者	機体重量3トン以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者	安衛令20(12)
車両系建設機械(基礎工事用)運転者	機体重量3トン以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者	安衛令20(12)
車両系建設機械(解体用)運転者	機体重量3トン以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行を除く。	技能講習修了者	安衛令20(12)
ショベルローダー等運転者	最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務(同上)		技能講習修了者	安衛令20(13)
不整地運搬車運転者	最大積載量が1トン以上の運転の業務(道路上の走行運転を除く)		技能講習修了者	安衛令20(14)
高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務(道路上の走行運転を除く)		技能講習修了者	安衛令20(15)
フォークリフト運転者	最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務(道路上の走行運転を除く)		技能講習修了者	安衛令20(11)

資料

「労働安全衛生法施行令第20条に規定する建設機械の一覧」

(別表第7 建設機械(第10条、第13条、第20条関係) 抜粋)

一 整地・運搬・積み込み用機械

1. ブル・ドーザー
2. モーター・グレーダー
3. トラクター・ショベル
4. ずり積機
5. スクレーパー
6. スクレープ・ドーザー
7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

二 掘削用機械

1. パワー・ショベル
2. ドラグ・ショベル
3. ドラグライン
4. クラムシェル
5. バケット掘削機
6. トレンチャー
7. 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

三 基礎工事用機械

1. くい打機
2. くい抜機
3. アース・ドリル
4. リバース・サーキュレーション・ドリル
5. せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る)
6. アース・オーガー
7. ペーパー・ドレーン・マシン
8. 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

六 解体用機械

1. ブレーカ
2. 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

資本関係、人的関係等のある会社の 同一入札への参加制限について

京都府建設交通部

1. 実施事項

京都府が発注する建設工事において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）の同一入札への参加は認めない。

2. 親子会社等の基準

親子会社等は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 資本関係

- ア 親会社等と子会社等の関係にある者
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

(2) 人的関係

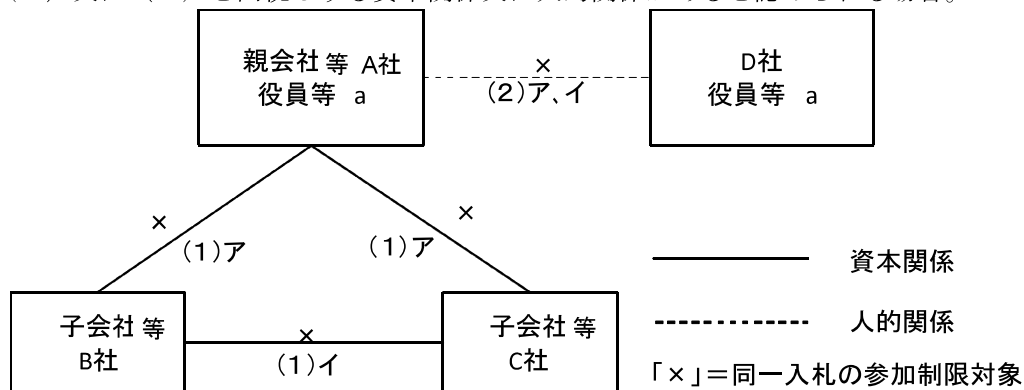
- ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている者
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている者

※アについては、会社等の一方が再生手続きが存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ・親会社等、子会社等の定義
会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等及び子会社等をいう。
- ・役員等の定義
以下の①から⑤までのいずれかに該当する者をいう。
 - ①株式会社の取締役（ただし、次に掲げる者を除く。）
 - i 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 社外取締役
 - iv 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②指名委員会等設置会社の執行役
 - ③持分会社の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。



3. 親子会社等に係る同一入札の参加制限

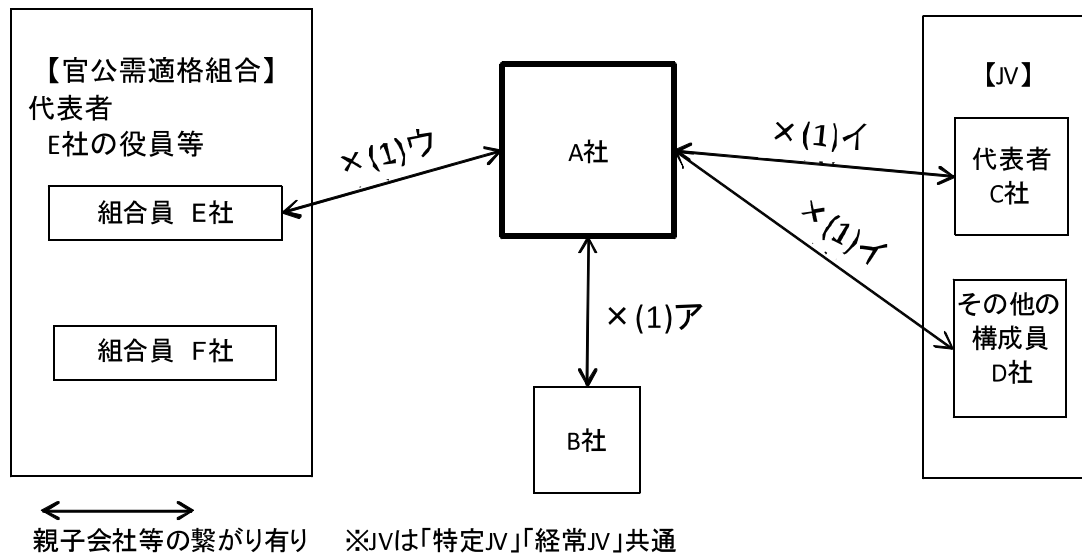
次の（１）から（３）において、それぞれのアからウに該当する者と同一入札に参加することができない。

（１）単体の建設業者（以下「単体業者」という。）の場合

ア 単体業者の親子会社等

イ 単体業者の親子会社等を構成員とする経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

ウ 単体業者の親子会社等を組員とし、その組員の役員等を代表者とする官公需適格組合

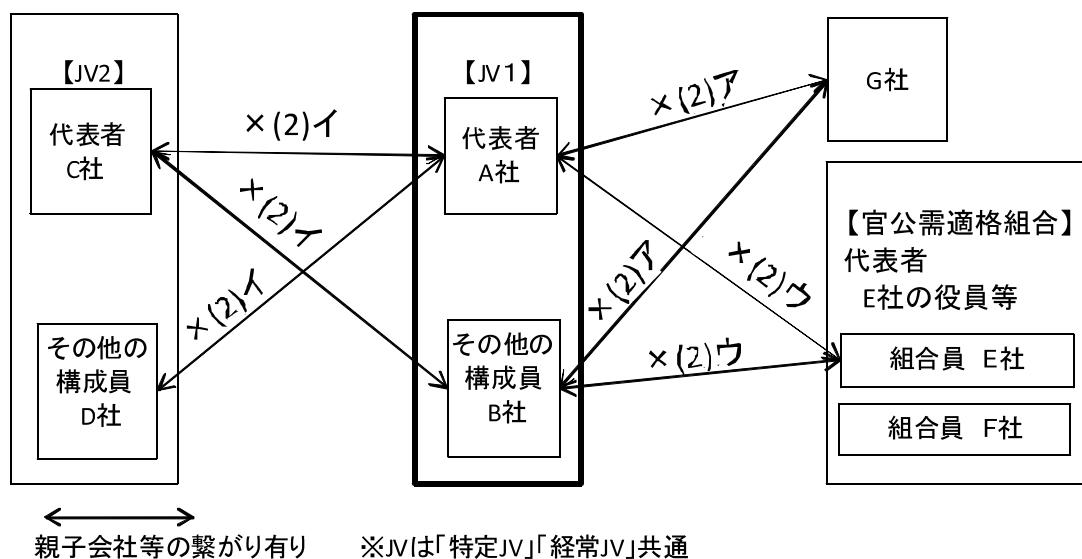


（２）共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員の親子会社等

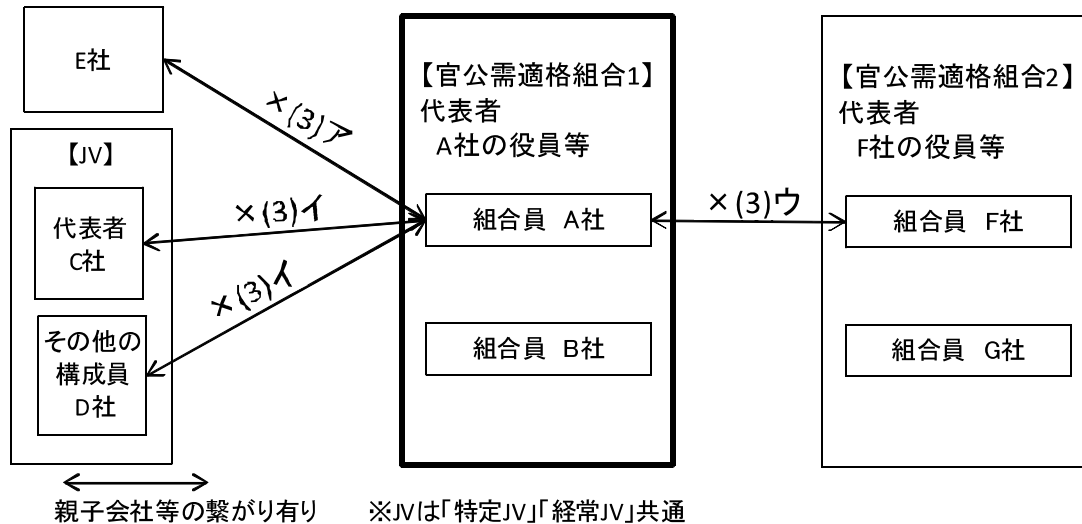
イ 共同企業体の代表者の親子会社等を構成員とする他の共同企業体

ウ 共同企業体の構成員の親子会社等を組員とし、その組員の役員等を代表者とする官公需適格組合



(3) 官公需適格組合の場合

- ア 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等
- イ 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等が構成員をする共同企業体
- ウ 官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員の親子会社等を組合員とし、その組合員の役員等を代表者とする他の官公需適格組合



4. 入札の取扱い

入札において、同一入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一人が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

5. 留意事項

入札参加者が親子会社等に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、京都府工事等競争入札心得第 9 条第 2 項の規定に抵触しないものとする。

6. 適用時期

本改訂は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

ア 建設工事競争入札参加資格審査申請書

(用紙A4)

01 1: 新規 2: 更新	※ 02 受付番号	※ 03 業 者 コー ド	04 建設業許可番号	26 - 123456	※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明	平成・令和 第 年 月 日 号
-------------------	-----------	---------------	------------	-------------	-----------------	---------------	-----------------------

建設工事競争入札参加資格審査申請書①

令和9・10年度における京都府の発注する建設工事の競争入札参加資格の審査を受けたいので、添付書類を添えて申請します。
なお、この申請書および添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないこと及び第1条第2項に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

京都府知事 様

07 本社(店)郵便番号	602 - 8570	08 法人番号	
フリガナ	キョウトフキョウトシカミギョウケンモダチウリシンマチニシイルヤブノウチチョウ		
09 本社(店)住所	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町		
フリガナ	〇〇ドボク		
10 商号又は名称	〇〇土木(株)		
11 役職	代表取締役		
フリガナ	キョウト タロウ	フリガナ	
代表者氏名	京都 太郎	12 担当者氏名	
13 本社(店)電話番号		14 担当者電話番号	(内線番号)
15 本社(店)FAX番号		16 電子入札用ICカードの登録番号	
17 メールアドレス			
(18 代理申請時使用欄)			
18 申請代理人	申請代理人郵便番号	〇灰色着色部および“※”付きの欄は、入力不要です。	
	申請代理人住 所		
	申請代理人氏 名		
19 外資状況	1 外国籍会社 [国名 :]	2 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率 : 100%)	3 日本国籍会社 [国名 :] [国名 :] (外資比率 : %) (外資比率 : %)
			20 営業年数 年
			21 総職員数 (人)
22 設立年月日(和暦)	23 みなし大企業		
明治 昭和 令和	大正 平成	☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業	

※欄は京都府入力
欄は入力不要

受付番号
0

○個人事業主の場合は「個人」、法人で職員数300人超かつ資本金3億円超の場合は「大企業」、それら以外の場合は「中小企業」としてください

○令和7年4月1日から令和8年10月31日以外の日付では、受け付けられません。

商号又は名称 ○○土木(株)

完工高が「なし(ゼロ)」の場合は入札参加申請できません。

○役員を含むすべての職員数を記入ください

建設工事競争入札参加資格審査申請書②

○共通事項

申請内容	回答
申請者情報	
申請担当者	
担当者氏名	京都 次郎
担当者Tel	075-414-5228
担当者Fax	075-414-5183
担当者Mail	aa@pref.kyoto.lg.jp
企業情報	
企業分類	中小企業
職員数	166
資本金(千円)	150,000
外字・特殊文字の有無	なし
申請代理人(※行政書士による代理申請を行う場合)	
代理人氏名	
代理人Tel	
代理人Fax	
代理人Mail	
契約権限等委任先情報	
○郵送申請の場合は、提供の可否を記入ください。 (一部提出書類) ・建設工事競争入札参加資格審査申請書①② ・主観点関連)人権擁護運動にかかる書類 ・資本関係に関する事項等の申告書 ※電子申請の場合は、上述書類のデータ提出は必須	
支店・営業所のTel	
業態調査	
資本関係に関する事項	該当あり
役員等の兼任状況に関する事項	該当あり
申請方法	
申請方法	郵送申請
(郵送申請の場合)一部資料のデータ提供可否	

○審査項目

申請内容	回答
【客観点関連】	
経営事項審査	
審査基準日	R8.3.31
結果通知日	R8.6.30
【主観点関連】 ※京都府外に主たる営業所を有する者は記載不要	
ISO9001	○
ISO14001・KES	ISO14001
建設機械保有額(千円)	341,285
運転免許取得者(人)	1
技能講習修了者(人)	1
建設業労働災害防止協会	○
雇用・社会性セグメント	
障害者雇用(障害者雇用人数)(人)	3
(総常用雇用者数)(人)	150
不当要求防止	○
保護観察対象者等雇用	○
人権擁護運動	○
働き方改革セグメント	
えるぼし・プラチナえるぼし認定	プラチナ
くるみん・プラチナくるみん認定	くるみん
ユースエール認定	○
京都モデルWLB認証	○

障害者雇用状況申告書に記載された人数を入力ください。

○主観点関連項目は、加点対象とするものについて、入力してください。
○加点対象としたものはそれぞれ書類提出が必要です(「手引き」を参照ください)。
○加点対象としない項目は、空白(何も記載しない)としてください。

○入札参加資格審査を希望する業種

建設業の種類	希望業種	平均完成工事高(単位:千円)
10 土 木 (土)	○	400,000
20 建 築 (建)	○	0
30 大 工 (大)		
40 左 官 (左)		
51 法 面 処 理 (法)		
53 交 通 安 全 施 設 (交)	○	5,233
54 その他のとび・土工(他)	○	56,334
60 石 (石)		
70 屋		
80 電		
90 管 (管)		
100 タイルれんがブロック (タ)		
110 鋼 構 造 物 (鋼)		
120 鉄 筋 (筋)		
130 舗 装 (舗)		
140 し ゅ ん せ つ (しゅ)		
150 板 金 (板)		
160 ガ ラ ス (ガ)		
170 塗 装 (土 木 関 係) (塗)	○	400,000
171 塗 装 (建 築 関 係) (塗)	○	200,000
180 防 水 (防)		
190 内 装 仕 上 (内)		
200 機 械 器 具 設 置 (機)		
210 熱		
220 電		
230 造 園 (園)		
240 さ く 井 (井)		
250 建 具 (具)		
260 水 道 施 設 (水)		
270 消 防 施 設 (消)		
280 清 掃 施 設 (清)		
290 解 体 (解)		

「とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」と一致させてください。

合計を経営事項審査の塗装工事の完工高と一致させてください。

イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書

とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書

住 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 商号又は名称 (株)〇〇土木
 代表者氏名 京都 太郎

とび・土工・コンクリート工事 の種類	完 成 工 事 高
	(2) 年平均 (千円)
交 通 安 全 施 設 工 事	5, 2 3 3
その他のとび・土工・コンクリート工事	5 6, 3 3 4
合 計	6 1, 5 6 7

工事経歴書の各業種の
2年又は3年平均と一致

= (経審) 「とび・土工・コンクリート」完工高 - (経審) 「法面処理」完工高

記入上の注意

- この様式は、とび・土工・コンクリート工事のうち、交通安全施設工事又はその他のとび・土工・コンクリート工事について、入札参加資格審査の申請をする場合のみ記入してください。「その他のとび・土工・コンクリート工事」とは、とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事及び交通安全施設工事以外のとび・土工・コンクリート工事（くい打ち工事等）のことです。
- 「完成工事高」は、資格審査申請書に添付した経営事項審査結果通知書のうち、法面処理工事の完成工事高を除くとび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高の内訳について記入してください。
- 「() 年平均」は、2年又は3年平均の別（「2」又は「3」）を記入してください。
- 記入する金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。「合計」は、交通安全施設工事及びその他のとび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高の合計を記入してください。
- その他の記入方法は、経営規模等評価申請書の別紙「工事種類別完成工事高」の記入方法を参考にしてください。

ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書 (工事経歴を直接記載する場合)

とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書

工事の種類	交通安全施設工事	営業年度	R7 年 4 月 1 日	住所 京都府上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (株)〇〇土木 京都 太郎
	その他のとび・土工・コンクリート工事		R8 年 3 月 31 日	

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 別	工 事 名	事 場 所 の あ る 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額 (千円)	着 工 年 月 完 成 年 月
京都府	元請	標識設置工事		3,000	R7 年 5 月 R8 年 3 月
〇▽ (株)	元請	ガードレール設置工事		5,000	R7 年 10 月 R8 年 2 月
		その他3件、2,466千円		2,466	年 月 年 月
・ 営業年度ごと(2年又は3年分)に工事の種類ごとに作成 ・ 実績がない営業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記載 ・ 件数が多い場合は、10件分を記載して、残りは「その他〇件、〇〇〇千円」と記載 ・ 区分、記入方法等は建設業許可申請・経審申請の「工事経歴書」記入方法に準拠する					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
合 計				5 (件)	(千円) 10,466

記入上の注意

- この様式は、とび・土工・コンクリート工事のうち、交通安全施設工事又はその他のとび・土工・コンクリート工事について、入札参加資格審査の申請をする場合のみ記入してください。「その他のとび・土工・コンクリート工事」とは、とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事及び交通安全施設工事
- とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書(第3号の2様式)に記載した完成工事高に対応する全てのとび・
それぞれ別に記入してください。工事実績がない営業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記入してください
- 「工事の種類」は、入札参加資格審査を申請する工事のうち、1箇所のみ〇印をしてください。
- 記入する金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。「合計」は、記入した工事の全件数及びその工事の
- その他の記入方法は、建設業許可申請書又は経営規模等評価申請書の添付書類である「工事経歴書(様式第2号)」の記入方法を参考にしてください。

2年又は3年分の平均額が内訳書の各業種の額と一致する
(例は2カ年の合計値であり平均額は5,233千円
(申請書記載金額と一致))

とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書

(株) ○○土木

住 所
商号又は名称
代表者氏名

記入上の注意

- (別添) -10-

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

納 税 証 明 書

(その3の3)

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額のない証明用)

住 所 (納税地) 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

氏 名 (名 称) (株)〇〇土木

代 表 者 氏 名 京 都 太 郎

※認める書式

- ・書式その3 (請求税目単位の証明)
- ・書式その3の2
(申告所得税及び復興特別所得税と
消費税及び地方消費税の証明)
- ・書式その3の3
(法人税と消費税及び地方消費税の証明)

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

枚数 (証明) 第 00001 号

上記のとおり、相違ないことを証明します

令和 8 年 9 月 10 日

令和8年8月1日以降のもの

伏見税務署長

財務事務官 水嶋 保



712898742

オ 府税納税証明書の写し

証 明 番 号	第 号			※住所（法人の場合 は本社所在地）	京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町
府 税 納 税 証 明 書				※氏名（法人の場合 は社名及び代表 者の職・氏名）	株式会社〇〇土木 代表取締役 京都 太郎
使用目的	京都府建設工事指名競争入札参加資格審査申請のため				
証明事項	府税（附帯金を含む。）について滞納がないこと。			備 考	
上記のとおり相違ないことを証明します。					
令和 8 年 1 0 月 1 日					
・ 令和8年8月1日以降のもの ・ 正本を提出（写し×）					
京都府知事 西脇 隆俊					印

記入上の注意 ※印の事項だけ記入してください。

ク 技術職員名簿の写し

(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

頁 項 番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢		業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		京都 太郎	S.50 年 1 月 1 日	50	8	2	0 9	1 1 1	1			1111111111	
2		京都 二郎	S.51 年 1 月 2 日	49	8	2	0 9	1 1 1	2				
3		京都 一郎	S.52 年 1 月 3 日	48	8	2	0 9	1 1 1	2			R7.3.31退職	
4		京都 五郎	S.53 年 1 月 4 日	47	8	2	0 9	1 1 1	2				
5		京都 一郎	S.55 年 1 月 5 日	46	8	2	09	1 1 1	2			R7.4.1入社	
6			年 月 日		8	2							
7			年 月 日		8	2							
8			年 月 日		8	2							
9			年 月 日		8	2							
10			年 月 日		8	2							
11			年 月 日		8	2							
12			年 月 日		8	2							
13			年 月 日		8	2							
14			年 月 日		8	2							
15			年 月 日		8	2							
16			年 月 日		8	2							
17			年 月 日		8	2							
18			年 月 日		8	2							
19			年 月 日		8	2							
20			年 月 日		8	2							
21			年 月 日		8	2							
22			年 月 日		8	2							
23			年 月 日		8	2							
24			年 月 日		8	2							
25			年 月 日		8	2							
26			年 月 日		8	2							
27			年 月 日		8	2							
28			年 月 日		8	2							
29			年 月 日		8	2							
30			年 月 日		8	2							

コ 年間委任状

年 間 委 任 状		
(株) ○○土木 ○○支社 支社長 □□ ×× 私は、 印 をもって代理人と定め、 府が発注する工事に係る下記の権限を委任します。		
記		
委任事項 1 工事の入札に関する権限 2 契約の締結及びその変更解除に関する権限 3 入札保証金の納付及び受領に関する権限 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限 5 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限 6 工事の入札に関して復代理人を選任する権限 7 共同企業体に関する権限		
委任期間 令和9 年 4 月 1 日から 令和11 年 3 月 3 1 日まで 委任期間を必ず記入してください。		
令和 年 月 日		
住 所 京都市上京区下立売通新町西入		
委任者 (株) ○○土木 代表取締役 ○○ ○○		印

(注) 代理人の所属する支店及び営業所の名称、その所在地、職名、氏名、電話番号等を下記に記載すること。

本 社	代 理 人	
(商号又は名称) (株) ○○土木	(支店及び営業所の名称) (株) ○○土木 ○○支社	
(代表者氏名) 代表取締役 ○○ ○○	(代理人職名及び氏名) 支社長 □□ ××	(電話番号) 075-414-5208
(受付番号) 空欄にしてください。	(支店及び営業所の所在地) (郵便番号 602-8570) 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	

KES

KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

株式会社 ○○土木 本社

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



登録範囲の業種は原則不問とするが、委任先を設けていて「本社のみ」と記載されている場合は加算対象外

登録証

登録範囲

登録組織全域におけるコンクリート二次製品の製造販売及び総合建設業の全ての事業活動

登録番号

KES1-0402

登録日

確 2024年3月1日

初回 2006年3月1日

有効期限

2026年12月28日

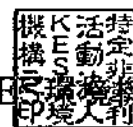
貴組織はKESステップ1の環境マネジメント審査の結果、上記の範囲において規格に適合していることを証します。

有効期限が令和8年11月1日以降であるか確認

直近の登録日が令和8年10月31日以前であること

2024年3月1日

特定非営利活動法人 KES環境機構



代表理事 亀岡

太郎



ス 建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し

建設機械等保有状況申告書

令和 8 年 11 月 19 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請者)
商号又は名称 株式会社 ○○土木
代表者氏名 京都 太郎
建設業許可番号 26-012345

建設機械等の保有状況について、下記のとおり申告します。
なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

当該建設機械等に係る減価償却後の
残存価格 を記入

建設機械及び運搬器具の保有額	341,285 千円
上記の保有額に係る決算日	令和 8 年 3 月 31 日

- 注 1 「建設機械及び運搬器具の保有額」欄は、当該建設機械等に係る減価償却後の残存価格を記入してください。
- 2 資格審査申請書に添付している総合評定値通知書の写しが対象としている営業年度に係る貸借対照表の写しを添付してください。
- 3 この申告書及び添付書類の記載内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事競争入札に参加できなくなることがあります。

セ 建設機械の運転にかかる免許取得者・技能講習修了者名簿

建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿

令和8 年11 月19 日

京都府知事 様

免許を取得し、技能講習も修了している方は、
免許取得者にのみ記入してください。

(申請者)

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号

(株)〇〇土木

代表取締役 京都 太郎

26-012345

免許取得者

	氏 名	種 別			免許証番号
		クレーン	移動式クレーン	デリック	
1	京都 太郎	○			00000000
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

一人で複数の講習を受けている技能者については、
修了証明書番号は代表的な修了書のものを一つだけ
記入し、その修了書の写しを添付してください。

2 技能講習修了者

	氏 名	種 別								修了証明書番号
		移動式クレーン	車両（整地）	車両（基礎）	車両（解体）	ショベル等	不整地運搬車	高所作業車	フォークリフト	
1	京都 太郎				○			○		00000000
2	京都 二郎		○				○			00000000
3										
4	【建設機械施工技士合格者について】									
5	※ 1 級 2 級合格者については、以下の講習種別に「○」を記入できます。									
6	1 級		○	○	○		○			
7	2 級 1 種		○				○			
8	2 級 2 種		○		○					
9	3 種		○							
10	6 種			○						

注 1 対象となる免許及び技能講習は、次の表のとおりです。

種 別		関係法令
免 許	クレーン	労働安全衛生法施行令第20条第6号
	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第20条第7号
	デリック	労働安全衛生法施行令第20条第8号
技能講習	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第20条第7号
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用）	労働安全衛生法施行令第20条第12号
	車両系建設機械（基礎工所用）	労働安全衛生法施行令第20条第12号
	車両系建設機械（解体用）	労働安全衛生法施行令第20条第12号
	ショベルローダー又はフォークローダー	労働安全衛生法施行令第20条第13号
	不整地運搬車	労働安全衛生法施行令第20条第14号
	高所作業車	労働安全衛生法施行令第20条第15号
	フォークリフト	労働安全衛生法施行令第20条第11号

- この名簿に記載することができる者は、常時雇用されている者に限ります。
- 「種別」欄は、該当する項目に○印を付けてください。
- 免許証の写し又は技能講習修了証明書の写しを添付してください。
- この名簿及び添付書類の記載内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事競争入札に参加できなくなることがあります。

ソ 建設業労働災害防止協会京都支部発行の会員証明書の写し

会 員 証 明 願

住 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

会 社 名 株式会社 ○○土木
代表者名 代表取締役 京都 太郎

会員番号 No. 1 1 1 1 1 1

使用目的 入札参加資格確認申請

建設業労働災害防止協会京都府支部会員であることを証明願います。

令和 年 月 日

会 員 証 明 書

証 第 33-333 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和8年8月1日以降であること

令和8年9月28日

604-0944

京都市中京区押小路通柳馬場東入
建設業労働災害防止協会京都府支部
支 部 長 小崎 学



障 害 者 雇 用 状 況 申 告 書

令和8 年 11 月 19 日

京都府知事

様

(申請者) (株)〇〇土木
商号又は名称 代表取締役 京都 太郎
代表者氏名

障害者の雇用状況について、下記のとおり申告します。
なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出する義務の有無	1 提出義務があり、障害者雇用状況報告書を提出している。
※ 該当する右の数字のところに○印を記入してください。	2 提出義務はあるが、障害者雇用状況報告書を提出していない。
障害者雇用報告書を提出している場合は、報告書(10)(二)の数字を記入してください。 障害者雇用報告書を提出していない場合は、常用労働者数の実雇用人数を記入してください。	
常用雇用労働者の総数	150 人
常用雇用障害者の総数	3 人
障害者雇用報告書を提出している場合は、報告書(12)の数字を記入してください。 障害者雇用報告書を提出していない場合は、障害者の実雇用人数を記入してください。	

注

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）で、「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいう。
① 身体障害者の範囲：身体障害者とは、「身体障害者障害程度等級表」（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号）の1級から6級までの障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいう。
② 知的障害者の範囲：知的障害者とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センターによって知的障害があると判断された者をいう。
③ 精神障害者の範囲：精神障害者とは、精神障害者保健福祉手帳所持者をいう。
- この申告書は、障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）を常時雇用し、主観点の加点を希望される方及び定期申請時に申請された方で障害者雇用の追加申請を希望される方が提出してください。
雇用していない場合は、提出する必要はありません。
- 法第43条第7項の規定による障害者の雇用状況報告義務のある事業主については、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（申告の日が属する年（申告の日が1月1日から5月31日までの間である場合は、申告の日が属する年の前年。以下「申告年」という。）の6月1日現在の状況について記載し、かつ、申告年の7月15日までに公共職業安定所に提出したもので、公共職業安定所の受付印のあるものに限る。）の写しを必ず添付してください（この場合、この申告書は、申告年の6月1日現在で記入してください。）。添付がない場合は、この申告書の記入内容にかかわらず、主観点加点の対象外となります。
- 法による障害者の雇用状況報告義務のない事業主については、この申告書のみを提出してください。この場合、この申告書は、申告の日の直前の11月1日現在で記入してください。
- この申告書の記入内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事指名競争入札に参加できなくなることがあります。

タ a) ②障害者雇用状況報告書（公共職業安定所長に対して提出している場合写しを提出）

記載例

(日本産業規格 A 列 4)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、 下記のとおり報告します。		令和 7 年 6 月 1 日現在		公共職業安定所長 殿	
法人名称 まるまるどぼく 氏名又は代表者氏名 きよと だろう 京都 太郎 法人番号		住所 〒 ー ー (TEL ー ー ー)		① 事業の種類 産業分類 ② 事業所の数	
A 事業主					
B 雇用の状況		C 事業所別の内訳			
④ 適用事業所番号		ー ー ー ー ー ー ー ー			
⑤ 事業所の名称					
⑥ 事業所の区分					
⑦ 事業所の所在地					
⑧ 事業の内容					
⑨ 除外率		%			
⑩ 常用雇用労働者の数					
(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		150 人			
(ロ) 短時間労働者の数		0 人			
(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]		150.0 人			
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		150.0 人			
⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数					
(ア) 重度身体障害者の数		0 人			
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		3 人			
(ロ) 重度身体障害者である短時間労働者の数		0 人			
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		0 人			
(ニ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数		0 人			
(ホ) 身体障害者の数 [(ア×2)+(イ)+(ロ)+(ハ)×0.5]		3.0 人			
(ヘ) 重度知的障害者の数		0 人			
(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		0 人			
(チ) 重度知的障害者である短時間労働者の数		0 人			
(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		0 人			
(ニ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数		0 人			
(ホ) 知的障害者の数 [(ア×2)+(ト)+(チ)+(リ)×0.5]		0.0 人			
(ロ) 精神障害者の数		0 人			
(リ) 精神障害者である短時間労働者の数		0 人			
(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者の数		0 人			
(ホ) 精神障害者の数 [(ロ)+(リ)×0.5]		0.0 人			
⑫ 計 [(イ)+(ロ)+(ハ)+(ア)+(イ)+(ロ)+(ホ)+(ニ)+(ホ)+(ロ)+(リ)+(ホ)]		3.0 人			
⑬ 実雇用率 [(⑫)/(⑩)×100]		2.00 %			
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑩)×法定雇用率]-⑫			
視覚障害者（第1号に該当する者）		0			
聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）		0			
言語・言語・そしゃく機能障害者（第3号に該当する者）		0			
肢体不自由者（第4号に該当する者）		0			
内部障害者（第5号に該当する者）		0			
E 障害者雇用推進者		F 記入担当者			
役職名		氏名		氏名	
総務部長		宮津 太郎		総務部 亀岡 京子	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

第 111111 号

受講修了書

住 所 京都府上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

株式会社 ○○土木

氏 名 京都 太郎

講習の種別 選任時講習

- ・ 定期講習
- ・ 臨時講習
- ・ 選任時講習

どれでもよい

講習年月日 令和4年10月1日

令和4（2022）年4月1日～
令和8（2026）年10月31日の
期間であること

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条2項に規定する講習を受講したものであることを証明する。

京都府公安委員会



タ c) 保護観察対象者等雇用

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 8 年 11 月 6 日

京都保護観察所長 様

申請者（協力雇用主）

所在地 京都市上京区下立売通新町西入

商号又は名称 (株)〇〇土木

代表者 京都 太郎

印

令和8年8月1日以前からの
雇用が必要（基準日までに
3ヶ月以上の雇用）

下記のとおり、保護観察対象者等を常用雇用していることを証明願います。

記

雇用期間 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 11 月 5 日現在まで

令和8年11月1日以降の
日付になっているか
令和8年11月1日時点で
雇用がない場合は対象外

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（被雇用者の所得税源泉徴収簿の写しなど）

注 保護観察対象者等とは、京都府が定める期間中に更生保護法第 48 条に規定する保護観察対象者又は同法第 85 条に規定する更生緊急保護の法定期間中であつた者（当該期間のいずれかの時点で対象であつた者も含む。）

上記申請内容に相違ないことを証明します。

令和8年11月1日以降の
日付となっているか確認

令和 8 年 11 月 7 日

京都保護観察所長

京都保護
観察所長
之印

タ d) ①人権擁護運動の取組状況申告書

人権擁護運動の取組状況申告書

令和8年11月2日

京都府知事 様

(申告者)
商号または名称
建設業許可番号
代表者役職・氏名

人権啓発に関する取り組み状況について、下記のとおり申告します。なお、申告内容については、事実と相違しないことを誓約します。

○入札参加資格審査申請に合わせて、新たに推進員を設置する場合、「企業内人権啓発推進員選任報告書」を京都府に提出することをもって、推進員を設置しているものとみなします。

1. 企業内人権啓発推進員の選任

○入札参加資格審査申請の申請時点で推進員を設置しており、所定の窓口を選任報告書を提出している場合は、選任している企業内人権啓発推進員を記載してください。

推進員氏名	役職	事業所

2. 推進員が受講した、もしくは受講する予定の当該事業所における公正な採用選考システムの確立を図ることを目的として開催された研修等

研修名	主催者	開催日時	会場
① 令和8年度「建設業者人権啓発研修」・「京都府建設業構造改善・育成研修」(受講予定)	京都府建設交通部		

※令和9・10年度審査に限り、研修受講の意向を示し、かつ令和9年2月に実施する研修に参加した場合は、指定研修を受講したものとみなします。

※令和9年2月に実施予定の研修に参

○研修名は選択、主催者は固定です。

研修案内は、12月ごろを予定しています。

注

- 入札参加資格申請時点の状況を申告してください。
- 申告内容が事実と相違する場合は、京都府建設工事指名競争入札に参加できなくなることがあります。
- 受講実績は、審査基準日の前日の1年前以降に建設交通部が実施した研修に限りです。

研修受講に関する誓約書

私は、「人権擁護運動の取組状況申告書」第2項において申告した研修を受講することを誓約します。
万一、当該研修を受講しなかった場合又は受講できなかった場合は、その理由のいかんを問わず、下記の措置について異議を申し立てません

記

「人権擁護運動の実施」に関する主観点について、加算を行わないこと。

企業内人権啓発推進員

○第2項で「令和8年度京都府建設業者人権啓発研修（受講予定）」を選択すると、研修受講に関する誓約書が表示されます。誓約書の内容をご確認いただき、内容に同意される場合は提出してください。

企業内人権啓発推進員 選任・変更 報告書

令和 年 月 日

公共職業安定所長 あて

(京都府建設交通部経由)

〒

所在地

(ふりがな)

事業所名

建設業許可番号：

代表者名

提出担当者

○入札参加資格審査申請に合わせて推進員を新たに設置する場合、
「企業内人権啓発推進員選任報告書」を京都府に提出することをもって、
推進員を設置しているものとみなします。

下記のとおり 選任・変更 しましたので報告します。

記

推進員氏名			役職			
選任・変更年月日	令和 年 月 日					
従業員数	人	業種				
雇用保険適用事業所番号						
該当する場合のみ	労働者派遣事業者許可番号	派	-			
	職業紹介事業者許可(届出)番号	- -				
※変更の場合、該当項目【 】に○を付してください						
【 】 推進員変更 ・ 【 】 事業所名称変更 ・ 【 】 事業所所在地変更						
場合のみ 変更のみ	旧事業所名					
	旧事業所所在地					

- (1)推進員については、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任してください。
- (2)人事異動等により推進員が変更になった場合には、その都度速やかに変更報告書を提出してください。
また、事業所名称・所在地に変更があった際にも、当該報告書の提出をお願いします。
- (3)従業員数は、支店・営業所等で提出する場合は、支店・営業所内の人数を記入してください。
- (4)事業所番号を貴事業所で取得していない場合は、本社等の番号をご記入ください。
- (5)報告書は、管轄のハローワークへ提出してください(裏面参照)。ただし、労働者派遣事業、職業紹介事業者は京都労働局需給調整事業課へ提出してください。
- (6)企業内人権啓発推進員制度の詳細は裏面をご覧ください。

ツ 資本関係に関する事項等の申告書

資本関係に関する事項等の申告書

(業態調書)

年 月 日

京都府知事 様

(申請者)

商号または名称 京都建設(株)

代表者氏名 京都 太郎

建設業許可番号 26-000123

資本関係に関する事項等について、下記のとおり申告します。

なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

1 資本関係に関する事項

(1) 資本関係を有する会社の該当の有無	ア	○ 1 資本関係に関する事項、2 役員等の兼任状況に関する事項ともに回答ください ○ それぞれ、該当の有無を選択し、選択肢上部の欄に回答ください。 ○ 該当しない場合もその旨回答してください(「イ」と回答)。
ア 資本関係を有する次の会社について、該当がありますので申告します。 (ア) 親会社等(申請者の親会社等。以下同じ。) (イ) 自社子会社等(申請者の子会社等で、建設業の許可を受けているもの。以下同じ。) (ウ) 資本関係会社((ア)の親会社等の申請者以外の子会社等で、建設業の許可を受けているもの。以下同じ。) イ 該当なし		
(2) (1)で申告した資本関係を有する会社の名称及び建設業の許可番号	ア 親会社等	
	名称	建設業の許可番号 ※許可を受けていない場合は“なし”
	京都企画	
イ 自社子会社等		
名称	建設業の許可番号	
XX土木	26-012388	
ウ 資本関係会社		
名称	建設業の許可番号	
〇〇建設	26-012377	

2 役員等の兼任状況に関する事項

(1) 役員等を兼任する会社の該当の有無	ア	ア 役員等のうちに、次の会社の役員等を兼ねている者がありますので申告します。 (ア) 親会社等 (イ) 自社子会社等 (ウ) 資本関係会社 (エ) その他の建設会社((ア)から(ウ)までに掲げる会社以外の会社で、建設業の許可を受けているもの。以下同じ。) イ 該当なし			
(2) (1)で申告した役員等の兼任状況	該当する役員等の氏名	申請者の会社での役職	兼任先の会社の名称	兼任先の会社での役職	該当する兼任先の会社の区分 ※エ その他建設会社の場合は 回答欄右に許可番号を記入
	京都 太郎	代表取締役	〇×舗装	専務取締役	イ 〇〇建設 00-021505 ア 親会社等 イ 自社子会社等 ウ 資本関係会社 エ その他の建設会社
					(ここに回答を記載してください) ア 親会社等 イ 自社子会社等 ウ 資本関係会社 エ その他の建設会社
					(ここに回答を記載してください) ア 親会社等 イ 自社子会社等 ウ 資本関係会社 エ その他の建設会社
					(ここに回答を記載してください) ア 親会社等 イ 自社子会社等 ウ 資本関係会社 エ その他の建設会社
					(ここに回答を記載してください) ア 親会社等 イ 自社子会社等 ウ 資本関係会社 エ その他の建設会社

資本関係に関する事項等の申告書(補足分)
(業態調書)

○「役員等兼任会社」の場合、この項目も入力してください。

申告書において記入欄が足りなかったため、本紙のとおり資本関係会社を補足します。

[illegible]